

奈良県告示第二百三十四号

大和都市計画第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を変更するた
め、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月五日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画第一種歴史的風土保 存地区 飛鳥宮跡第一種歴史的風土保存地 区	高市郡明日香村大字岡及び大字飛鳥の各一 部
大和都市計画第二種歴史的風土保 存地区 明日香第二種歴史的風土保存地区	高市郡明日香村大字岡及び大字飛鳥の各一 部

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県環境森林部景観・自然環境課及び明日香村総合政策課

三 縦覧期間

令和七年九月五日から同月十九日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の
要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てと
し、奈良県環境森林部景観・自然環境課に令和七年九月十九日までに必着するよう提
出すること。